

岡山県内における食品表示法の相談・被疑情報の受付窓口

平成27年4月1日現在

担 当 事 項		表 示 内 容	表 示 者	対 象 食 品	担 当 窓 口	電 話 番 号
品質事項	(JAS法由来)	・名称、原材料名、内容量、原料原産地名等の表示 など	生産者、卸売業者、流通業者、輸入業者、加工品の製造業者等	農産物(米、野菜、果樹等)	農産課	086-226-7422
				畜産物(肉、卵等)	畜産課	086-226-7428
				林産物(きのこ、たけのこ等)	林政課	086-226-7451
				水産物(魚介類)	水産課	086-226-7446
			小売業者	酒類を除く食品全般	くらし安全安心課	086-226-7346
			主たる事務所及び事業所が岡山市の区域のみの事業者の方		岡山市消費生活センター	086-803-1105
			主たる事務所及び事業所が倉敷市の区域のみの事業者の方		倉敷市消費生活センター	086-426-3922
衛生事項	(食品衛生法由来)	・名称、アレルギー、消費(賞味)期限、保存方法、食品添加物等の表示 など	業者全般	食品全般	最寄りの保健所	http://www.pref.okayama.jp/page/detail-3349.html
保健事項	(健康増進法由来)	・加工食品等の栄養表示(栄養成分、エネルギーの表示など) ・栄養機能食品の表示	業者全般	酒類を除く食品全般	最寄りの保健所 ※食品関連事業者の方は、消費者庁食品表示企画課	http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/438679_2912376_misc.pdf
・機能性表示食品制度 ・製造所固有記号の届出			業者全般	食品全般	消費者庁食品表示企画課	03-3507-8800(代)

・酒類の品質に関する事項の相談については、最寄りの税務署へお問い合わせください。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/sodan/index.htm>